

平成 23 年 9 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社エム・ピー・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 藤元 伸彦
(コード番号：3734 東証マザーズ)
問合せ先 IR・広報室
03-6893-7770 (代表)

ストック・オプション（新株予約権）発行に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 9 月 16 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社及び関係会社の取締役、監査役、従業員に対し、ストックオプションとして無償にて発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を平成 23 年 10 月 28 日開催予定の第 13 期定時株主総会で付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるとともに、株主と株価を意識した経営を推進することを目的として、当社及び関係会社の取締役、監査役、従業員に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 本新株予約権の総数

当社普通株式 3,540 株

(本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 1 株。ただし、本新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。)

3. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 3,540 株

なお、下記「(3) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める規定に基づき、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）の調整がなされた場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整される。但し、1 株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(2) 新株予約権と引き換えに払い込む金額

本新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。

(3) 本新株予約権の割当対象者

当社の取締役、監査役、従業員、並びに関係会社の取締役、監査役、従業員

(4) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資する財産の価額は、行使価額に各本新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に105%を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の終値）を下回る場合には、割当日の前日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行（新株予約権（新株予約権付社債も含む）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）または自己株式の処分をする場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 本新株予約権の行使期間

割当日後3年を経過した日から7年を経過する日までとする。

但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社法計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 本新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、従業員、並びに関係会社の取締役及び従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

② 本新株予約権の相続は認めない。

③ その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

(9) 本新株予約権の取得事由及び条件

① 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後2か月を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部または一部を取得する。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選により、取得する本新株予約権を決定するものとする。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込価額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

② 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書または株式移転の議案、もしくは当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会決議）がなされたときは、当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込価額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

③ 本新株予約権者が、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定に基づく本新株予約権の行使の条件を満たさず、本新株予約権が行使できなくなった場合は、当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込価額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(10) 端数の取扱い

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上